

納税協会 ニュース

平成23年2月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)



February 2011
No.167

トピックス

ひかり税理士法人

平成23年度税制改正大綱を閣議決定

—法人実効税率を5%引下げ—

(内閣府)

菅内閣は平成22年12月16日、民主党政政策調査会が復活して初めての改正作業となる平成23年度税制改正大綱を閣議決定しました。

具体的な改正案として、法人課税では、法人実効税率を5%引き下げ、中小法人等に対する軽減税率を3%引き下げることとしています。これらの引下げの財源については、大法人の繰越欠損金の使用制限や減価償却制度・貸倒引当金制度の縮減などで対応するとされています。

個人所得課税では、役員等に係る給与所得控除の上限設定、成年扶養控除の見直しなどが盛り込まれています。

また、資産税関係では、相続税の基礎控除額を4割圧縮し、最高税率を55%に引き上げる一方で、相続時精算課税制度の適用要件の緩和や20歳以上の子や孫に生前贈与する場合は贈与税の累進税率を低めにするなど、次世代に資産を引き継ぎやすくする措置を講ずることとしています。

平成21事務年度における相続税の調査状況を公表

—海外資産関連事案への調査件数が過去最高の531件に—

(国税庁)

国税庁は平成22年12月14日、「平成21事務年度における相続税の調査の状況について」を公表しました。

国税庁では近年、納税者の資産運用の国際化に対応するために、海外資産関連事案に対する調査に重点的に取り組んでおり、その実地調査件数は過去最高の531件、非違(違法行為)件数も過去最高の426件、申告漏れ課税価格のうち海外資産に係るものも過去最高の91億円となり、相続税の適正課税の実現にむけた

国税庁の強い姿勢を窺い知ることができます。

また、相続税全体の調査をみると、実地調査件数は13,863件で、このうち申告漏れ等の非違件数は11,748件、非違割合は84.7%となっています。

申告漏れとなっている相続財産の内訳は、例年どおり、現金・預貯金等が1,319億円と最も多く、有価証券が809億円、土地が631億円と続き、申告漏れ課税価格は3,995億円となっています。

中小企業金融円滑化法の期限の延長を決定

—平成24年3月31日まで1年間延長—

(金融庁)

金融庁は平成22年12月14日、リーマン・ショックの影響により大幅に悪化した中小企業者等の業況・資金繰りの対応策として金融機関に中小企業者等への貸付条件の変更等の適切な措置を講じるよう施行された「中小企業金融円滑化法」の期限を1年間延長し、平成24年3月31日までとすることを決定・公表しました。

同法の延長は、金融庁が、中小企業者等の状況は改善しつつあるものの依然厳しいことを受け、未だ貸付条件の変更等に対する需要があると判断し、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を行い、中小企業者等の資金繰りに万全を期すという主旨のもと決定されています。

平成22年分確定申告特集ページを開設

—2月20日・27日に限り日曜日も、確定申告の相談を実施—

(国税庁)

国税庁は平成23年1月4日、平成22年分確定申告特集ページをホームページ上に開設し、確定申告に関する情報を掲載しました。

確定申告書等作成コーナーでは、国税電子申告(e-Tax)と書面提出の2つの方法があり、どちらも画面の案内に従って必要項目を入力することにより、申告書を作成できる

ようになっています。

また、国税庁は確定申告期間中、一部の税務署で2月20日・27日に限り、日曜日も確定申告の相談等に対応するとしています。

相談窓口の詳細については、ホームページにて、あるいは税務署へお問い合わせの上、ご確認ください。

ワンポイント 税理士 岸田光正

繰越欠損金の取扱い

1 繰越欠損金の損金算入

当事業年度の申告所得が黒字であっても、過去の事業年度において(過去7年)赤字申告を行っていた場合、すなわち欠損金が生じていた場合は、その欠損金は繰り越され、当事業年度の所得から控除することができます。

例えば、前事業年度に60の欠損金が生じたが、当事業年度は100の所得が生じている場合、申告所得は当事業年度の所得100から前事業年度から繰り越された欠損金60を控除した残額の40となります。

このような欠損金の繰越しが認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) その事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において欠損金が生じていること
- (2) 欠損金の生じた事業年度において青色申告書による確定申告書を提出していること
- (3) 欠損金の生じた事業年度以降連続して確定申告書を提出していること
- (4) 欠損金の控除は古い事業年度に発生したものから行うこと

2 欠損金の繰戻し還付

1の欠損金の控除に代えて、欠損金の繰戻し還付制度も認められています。

この制度は、欠損金が生じた場合、その欠損が生じた事業年度前1年以内に開始した事業年度の所得に繰戻し、その事業年度の法人税額の全部又は一部を還付請求することができるというものです。還付請求できる金額は次の算式により計算されます。

$$\text{還付事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付事業年度の所得金額}}$$

例えば、当事業年度の欠損金額が50、前事業年度の所得金額が100で税額が18であった場合、還付請求額は、次の算式のように9となります。

$$18 (\text{前事業年度の税額}) \times \frac{50 (\text{当事業年度の欠損金額})}{100 (\text{前事業年度の所得金額})} = 9$$

なお、この還付制度は現在、資本金1億円以下の法人(資本金が5億円以上の会社の100%子会社等を除きます(注))に限り認められています。

(注) 平成22年4月1日以後開始事業年度から。

【繰越欠損金に係る改正動向】

平成23年度の税制改正により、1の繰越欠損金に係る控除は、当事業年度の所得金額の80%までしか認められなくなる予定です(平成23年4月1日以後開始する事業年度から)。

例えば、当事業年度に100の所得が生じている場合、当事業年度の所得から控除される繰越欠損金は80(当事業年度の所得金額100×80%)が限度となります。

ただし、資本金1億円以下の法人(資本金5億円以上の会社の100%子会社等を除きます。)については改正による影響はなく、従来どおりの控除が認められます。

同時に、欠損金の繰越期間を9年に延長することも予定されています。